修 繕 業 務 仕 様 書

令和　8　年度　　豊浦総合支所建設農林水産課

業　務　名	令和８年度　リフレッシュパーク豊浦大型遊具踏板修繕

下　関　市

修　繕　業　務　仕　様　書

豊浦総合支所建設農林水産課

実施年度	令和　8　年度
業務名	令和8年度 リフレッシュパーク豊浦大型遊具踏板修繕
実施場所	下　関　市 豊浦町大字川棚
業務概要	遊具踏板の張替え

委託予定期間 契約締結から　　日間（契約締結の日　から　令和　9年　3 月 12日 まで）

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
設計金額（元設計金額）												
変更設計金額												
変更請負額												

仕　様　用　紙　　下　関　市

修　繕　料　内　訳　書

費目　工種　種別　細別	単位	数量	単価	金額	摘　要
修繕料					
大型遊具踏板張替え修繕工					
仮設工					
作業足場架設	式	1			見積単価
撤去工　床面踏板　322枚 階段踏板　100枚					
金属手摺等一時取外し	式	1			見積単価
踏板材料費					
アマゾンジャラt=30 リブ加工					
運送費共	式	1			見積単価
金物費					
BN M6×45、M10×50.SW					
消耗品含	式	1			見積単価
踏板取付費					
加工、敷込、手摺等復旧共	式	1			見積単価
撤去材・発生材処分費					
	式	1			見積単価
安全養生費					
	式	1			見積単価
直接委託費計					
小計					
諸経費					
	式	1			見積単価
本委託費					
消費税相当額					
合計					

別紙１

仕　様　書

１　業務名

令和８年度　リフレッシュパーク豊浦大型遊具踏板修繕

２　履行場所

リフレッシュパーク豊浦（下関市豊浦町大字川棚 12035-9）
別図４　参照

３　履行期間

契約締結日から令和９年３月１２日まで

４　業務内容

大型複合遊具の既設踏板を撤去し、新品の踏板を設置する。
※位置図、施工箇所は、別図１から別図３のとおり

⑴遊具の床部　全取替（施工箇所のみ）
　色：現況と近似色とする。
　材質：アマゾンジャラ材
　寸法：別図２のとおり
⑵遊具の階段部　全取替（施工箇所のみ）
　色：現況と近似色とする。
　材質：アマゾンジャラ材
　寸法：別図３のとおり
⑶手摺、遊具付属品
　踏板取替に伴う必要な箇所を切断、及び取外し、溶接、及び取付により復旧する。
　溶接の接合箇所は、SOP 塗装仕上げを施す。
⑷業務資材の小運搬
　園内小運搬にて使用する車両は、２ｔ車程度とする。
⑸その他
　ネジ、ボルト等の締結部品については、新品を使用する。
　本業務の作業において、遊具の使用禁止期間を設ける場合は、事前に委託者と協議の上指示を受けること。

５　支払い

修繕料の支払いは、業務完了後に支払う。

6　その他

(1)疑義

受託者は、設計図書、仕様書等に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合又は明記のない場合は、委託者と協議の上指示を受けること。

(2)監督職員及び点検判定

交換作業にあたっては、遊具施設安全管理士、遊具点検士等の監修のもと行う事とし遊具点検時にA判定以上となるようにすること。

(3)実施工程管理

1　受託者は、業務実施に先立ち現場責任者届、実施計画書、実施工程表、主要資材リスト等を提出し、委託者の承認を得ること。

2　前項の内容に変更等が生じた場合は、遅滞なく変更届を提出し委託者の承認を得ること。

3　前２項の規定にかかわらず、委託者がその必要がないと認め、承諾した場合は、この限りでない。

(4)現場管理

受託者は、業務実施中利用者及び通行者等の安全を図るため次の各号に掲げる現場管理を行わなければならない。

1　現場には、施設利用者の見やすい場所に業務名、委託者の名称、受託者の名称、委託者及び受託者の連絡先及び電話番号並びに責任者氏名を記入した大型の標示板を設置すること。

2　「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」等を参考にして環境の保全、安全、事故防止等に留意し業務を実施すること。

3　業務の実施に影響を及ぼす事故又は第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なく委託者に報告すること。

4　現場が危険で一般の立ち入りを禁止する必要のあるときは、委託者の承認を得て柵、標識等を設置すること。

5　業務実施中は、現場に責任者を常駐させること。また、業務に法令に定められた有資格者が必要な場合は、当該者を常駐させること。

6　薬剤、石油類、電気等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱について特に注意を払い、取扱要領を事前に提出し委託者の承認を得、関係法令の定めるところにしたがい万全の対策を講ずること。

7　高所作業時・足場の悪い場所での作業時は、作業員に必ず墜落制止用器具・ヘルメットを着用させ、事故の防止に努めること。

(5)官公庁、その他への手続き

1　業務に必要な官公庁、その他への手続きは遅滞なく行い、これにかかる費用は全て受託者の負担とする。

2　関係官公庁その他に対して交渉をする場合又は交渉を受けた場合はその旨を遅滞なく委託者に申し出て協議するものとする。

(6)諸法規の遵守

受託者は、業務実施に際しては、労働基準法、道路交通法等の関係諸法規を遵守し、諸法令の運営と適用については受託者の負担と責任においてこれを行うものとする。

(7)跡片付け

1　受託者は、業務の実施の必要から交通の方法を変更又は制限した場合において、業務が完了したとき、又はその必要のなくなったときは、速やかに原状に復さなければならない。

2　受託者は、業務実施の必要から既設の施設等を撤去又は損傷したと

きは業務実施期間中に原状に復さなければならない。
3　受託者は、業務実施中の踏み荒し、刈草等の飛散地の清掃等一切の跡片付けを業務終了前に行わなければならない。
4　前各項に掲げるものの他、業務実施地内の美化、環境の保全等当然必要と考えられるものは誠実に実施するものとする。

(8)ゴミ処理

ゴミ処理（燃えるゴミ・燃えないゴミ・資源ゴミ等）については下関市の各ゴミ処理施設の搬入基準によるものとする。

(9)成果報告書

業務を実施した場合は、業務の内容を作業日誌に記載し、成果報告書を提出する際は、記録写真を添付すること。

(10)写真撮影

業務の適正な施工を説明する資料である記録写真として、業務着手前、作業中及び完了の全景写真を撮影すること。また必要に応じて部分写真を撮影すること。

(11)立会及び検査

委託者の指定した業務は、委託者の立会を受けて実施すること。

(12)完了検査

1　委託者が業務実施場所において完了検査を行う場合には受託者又は業務実施責任者を立会させること。
2　受託者は、業務実施に関する各種資料、写真等を整え委託者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(13)環境に関する配慮事項

・業務のうち、環境に関する配慮事項は、別記１「特記仕様書（環境編簡易)」のとおりとする。

(14)下関市暴力団排除条例による措置

業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別記２「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

(15)材料

1　山口県土木工事共通仕様書の規格に適合するもの。
2　JIS等の標準規格に適合するもの。

(16)業務内容

1　実施箇所の業務を履行するものである。
2　業務実施中区域内の施設に異常が発見された場合は、遅滞なく委託者に報告しなければならない。
3　鳥類の死亡、衰弱等が発見された場合は、遅滞なく委託者に報告しなければならない。

別記１

特記仕様書（環境編簡易）

委託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、委託者の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

１　環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

２　事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに委託者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

３　苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに委託者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

４　配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

（１）使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
（２）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
（３）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
（４）環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
（５）使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
（６）リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
（７）公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
（８）業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別記２

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

（総則）

第１条　委託者と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成２３年条例第４２号）第３条に規定する基本理念に基づき、同条例第６条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受託者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこ

れに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第３条　委託者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第１項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

２　受託者は、前項の規定により、委託者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第４条　受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

２　委託者、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

別紙2

踏板　枚数、及び面積

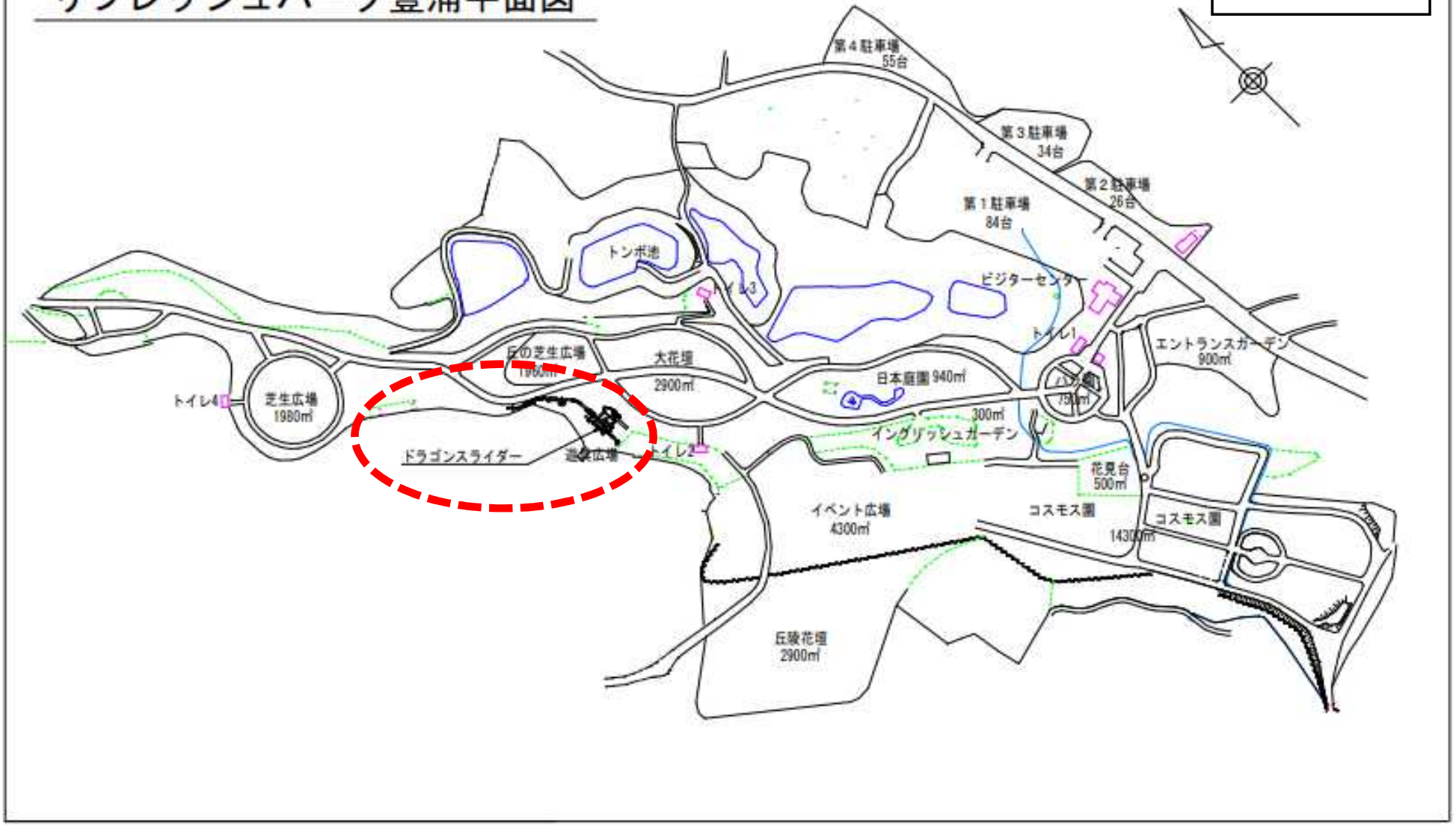
箇所	板長（m）	板幅（m）	板数（枚）	面積（㎡）
踏板①	1.19	0.105	10	1.250
踏板②	1.19	0.105	10	1.250
踏板③	1.00	0.105	91	9.555
踏板④	0.94	0.105	18	1.777
踏板⑤	0.94	0.105	17	1.678
踏板⑥	0.94	0.105	17	1.678
踏板⑦	1.50	0.105	63	9.923
踏板⑧	2.40	0.105	17	4.284
踏板⑨	3.00	0.105	7	2.205
踏板⑩	3.60	0.105	22	8.316
踏板⑪	3.60	0.105	12	4.536
踏板⑫	3.60	0.105	25	9.450
踏板⑬	2.30	0.105	13	3.140
		小計	**322枚**	**59.039** ㎡

階段　枚数、及び面積

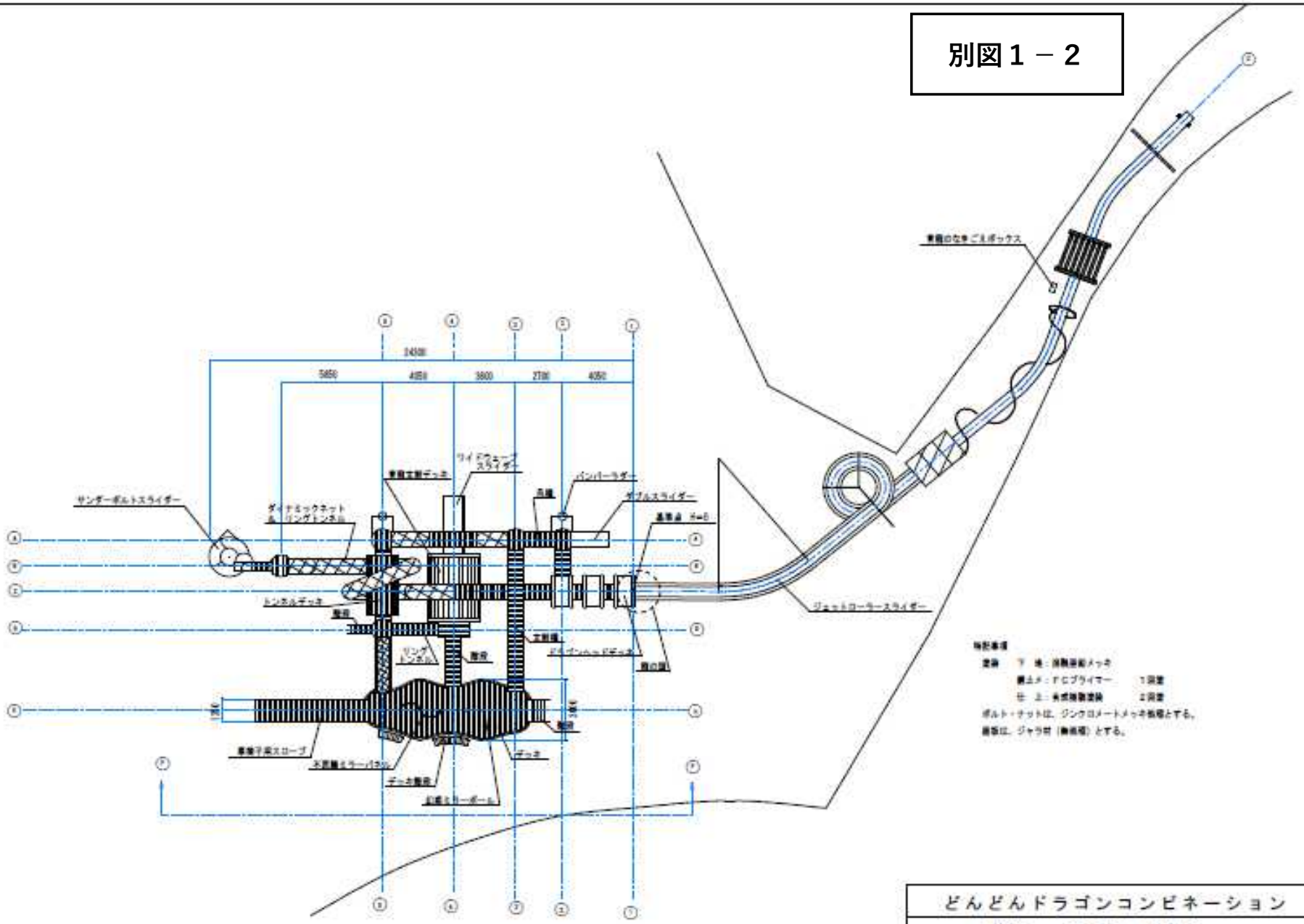
箇所	板長（m）	板幅（m）	板数（枚）	面積（㎡）
階段①	0.60	0.105	27	1.701
階段②	0.93	0.080	10	0.744
階段③	0.93	0.080	10	0.744
階段④	0.40	0.090	16	0.576
階段⑤	0.40	0.090	25	0.900
階段⑥	1.25	0.105	12	1.575
		小計	**100枚**	**6.240** ㎡
		【合計】	**422枚**	**65.279** ㎡

別図１－１

リフレッシュパーク豊浦平面図



別図１－２

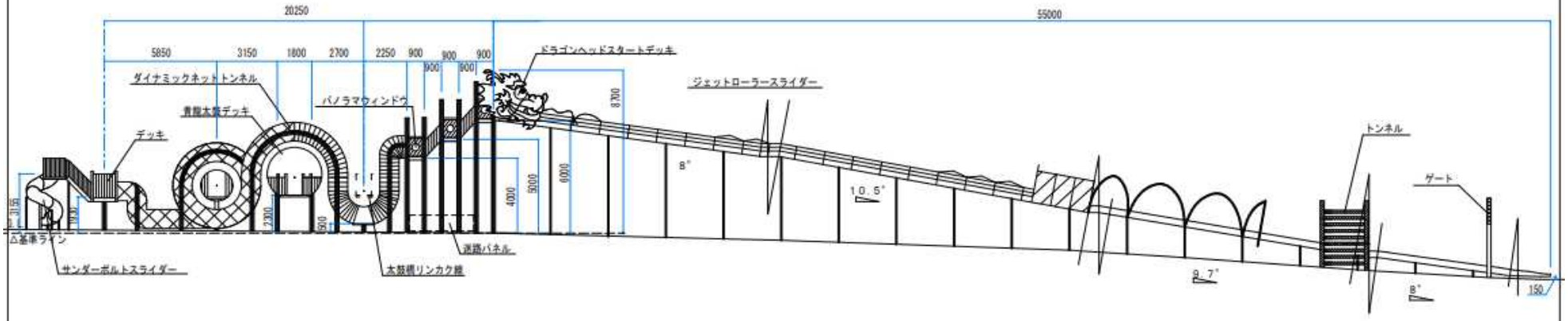


どんどんドラゴンコンビネーション

縮尺　　Ｓ＝１：２００

別図１－３

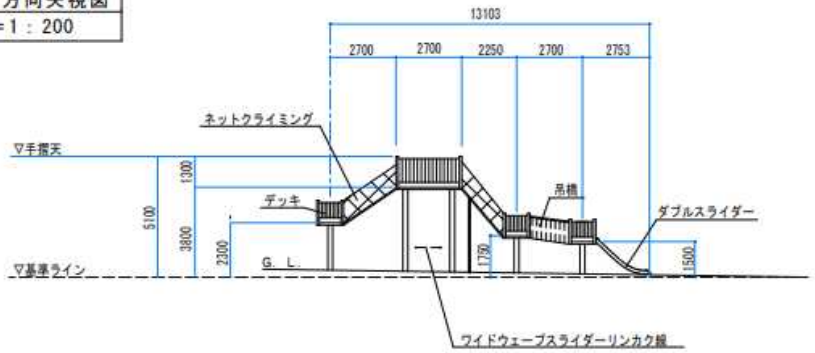
C-C　方向矢視図
S＝1：200



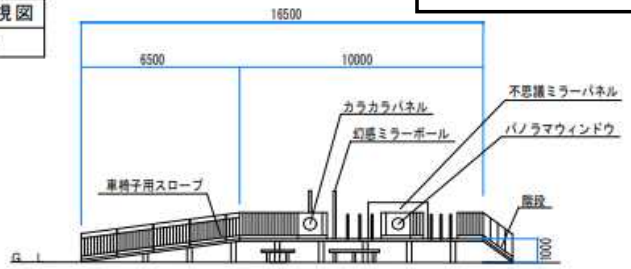
どんどんドラゴンコンビネーション
縮尺　　S＝1：200

別図１－４

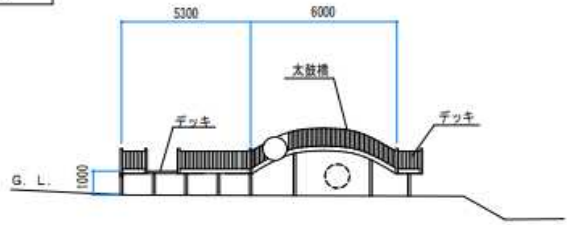
A-A　方向矢視図
S＝1：200



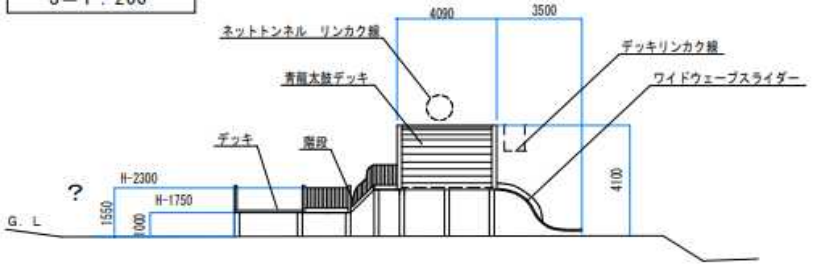
F-F　方向矢視図
S＝1：200



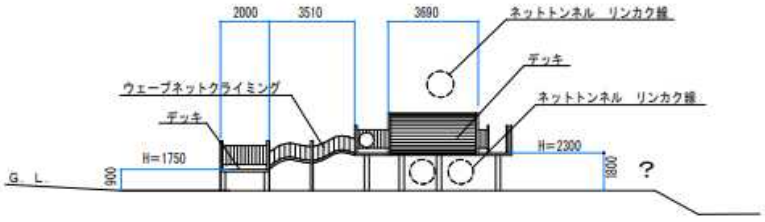
3-3　方向矢視図
S＝1：200



4-4　方向矢視図
S＝1：200

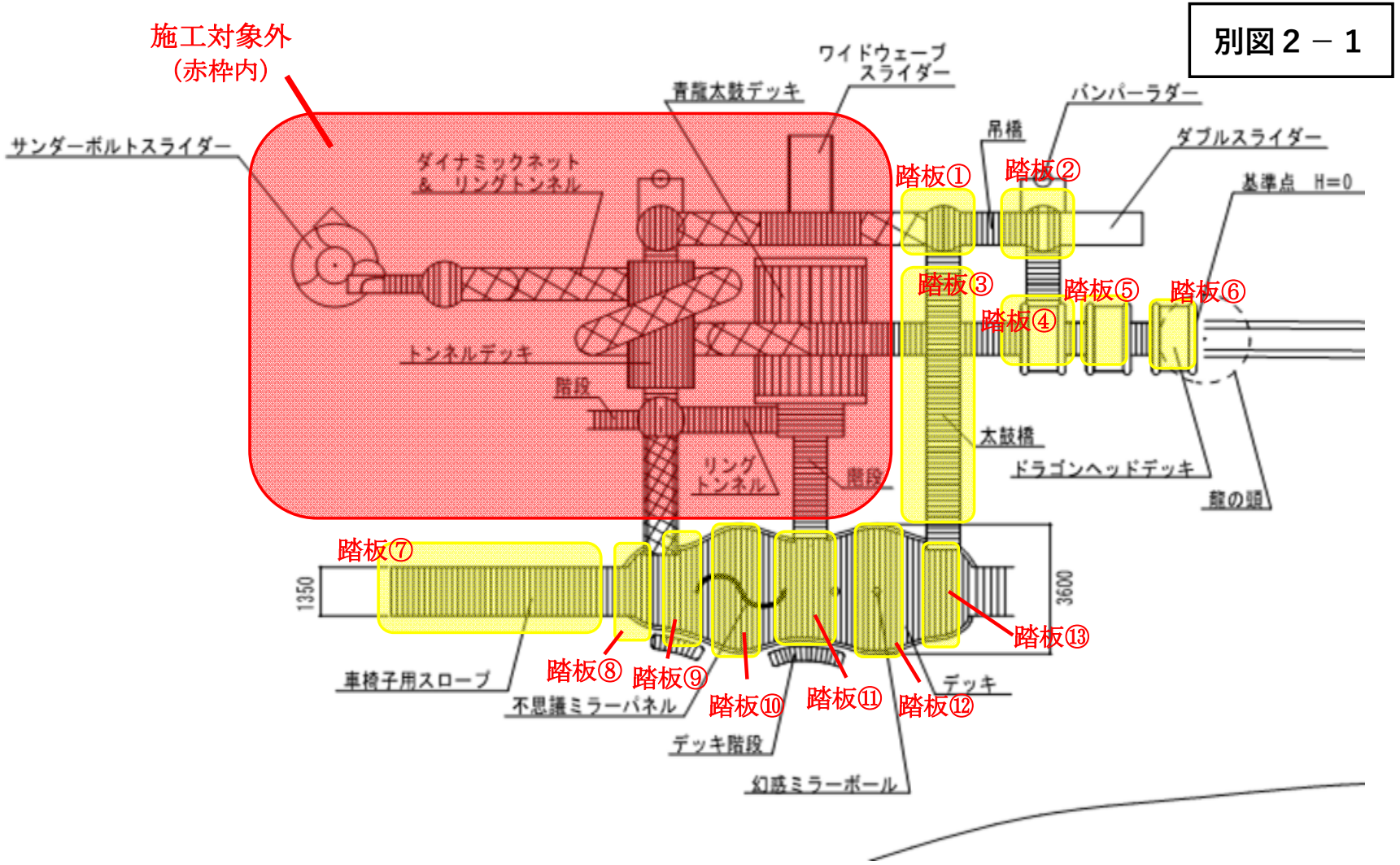


5-5　方向矢視図
S＝1：200

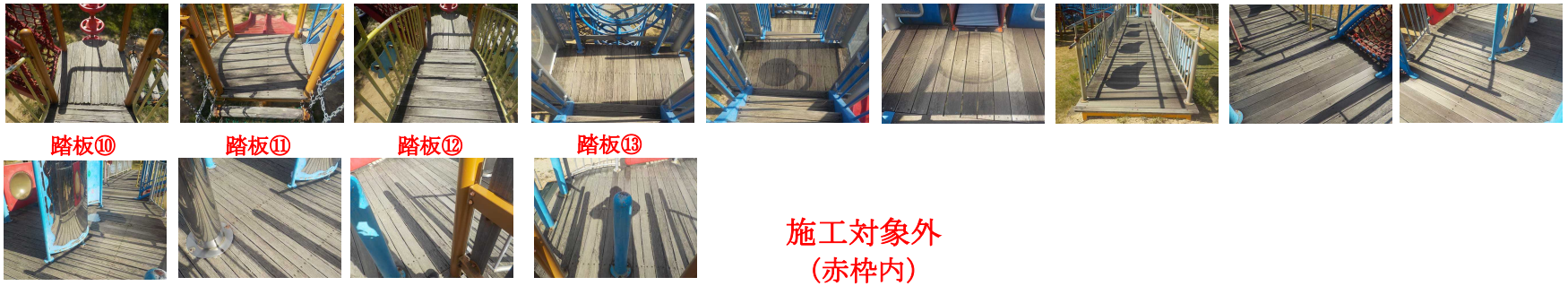


どんどんドラゴンコンビネーション
縮尺　　S＝1：200

別図２－１


施工対象外
（赤枠内）
サンダーボルトスライダー
ダイナミックネット
＆ リングトンネル
青龍太鼓デッキ
ワイドウェーブ
スライダー
吊橋
バンパーラダー
ダブルスライダー
基準点 H＝0
踏板①
踏板②
踏板③
踏板④
踏板⑤
踏板⑥
踏板⑦
踏板⑧
踏板⑨
踏板⑩
踏板⑪
踏板⑫
踏板⑬
トンネルデッキ
階段
リング
トンネル
太鼓橋
ドラゴンヘッドデッキ
龍の頭
1350
3600
車椅子用スロープ
不思議ミラーパネル
デッキ階段
幻惑ミラーボール
デッキ

別図２－２



施工対象外
（赤枠内）

板数：12枚
1.20*0.105：1.512

板数：27枚
1.00*0.105：2.700

板数：13枚
1.42*0.105：1.938

板数：41枚
1.00*0.105：4.305

板数：50枚
2.00*0.105：10.500

板数：12枚
1.05*0.105：1.323

板数：20枚
0.90*0.105：1.890

踏板①
板数：10枚
1.19*0.105：1.250

踏板②
板数：10枚
1.19*0.105：1.250

踏板③
板数：91枚
1.00*0.105：9.555

踏板④
板数：18枚
0.94*0.105：1.777

踏板⑤
板数：17枚
0.94*0.105：1.678

踏板⑥
板数：17枚
0.94*0.105：1.678

踏板⑦
板数：63枚
1.50*0.105：9.923

踏板⑧
板数：17枚
2.40*0.105：4.284

踏板⑨
板数：7枚
3.00*0.105：2.205

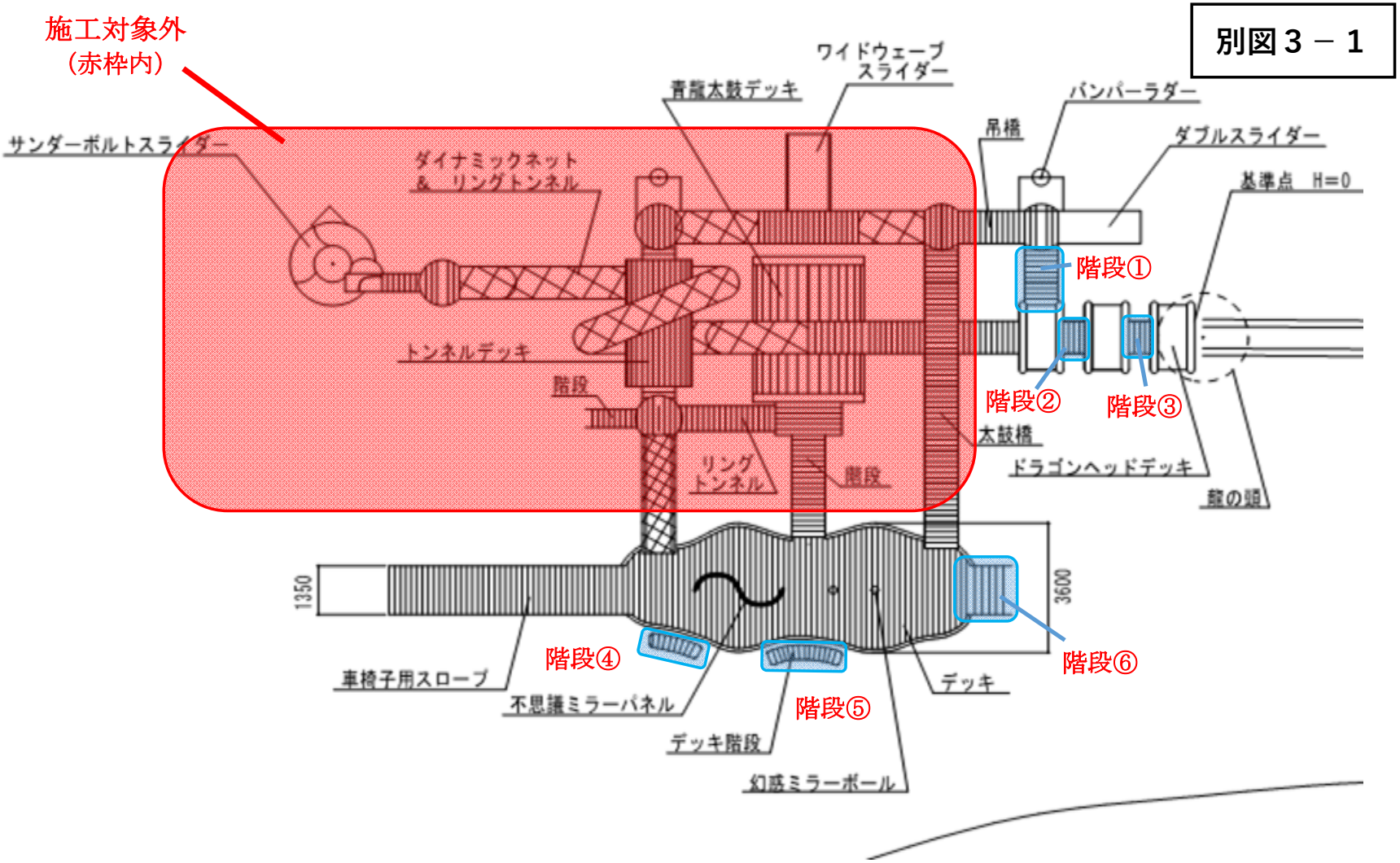
踏板⑩
板数：22枚
3.60*0.105：8.316

踏板⑪
板数：12枚
3.60*0.105：4.536

踏板⑫
板数：25枚
3.60*0.105：9.450

踏板⑬
板数：13枚
2.30*0.105：3.140

別図３－１


施工対象外
（赤枠内）
サンダーボルトスライダー
ダイナミックネット
＆ リングトンネル
青龍太鼓デッキ
ワイドウェーブ
スライダー
吊橋
バンパーラダー
ダブルスライダー
基準点 H＝0
階段①
階段②
階段③
トンネルデッキ
階段
太鼓橋
ドラゴンヘッドデッキ
龍の頭
リング
トンネル
階段
1350
3600
車椅子用スロープ
階段④
不思議ミラーパネル
デッキ階段
階段⑤
幻惑ミラーボール
デッキ
階段⑥

別図３－２

階段①



階段②



階段③



階段④



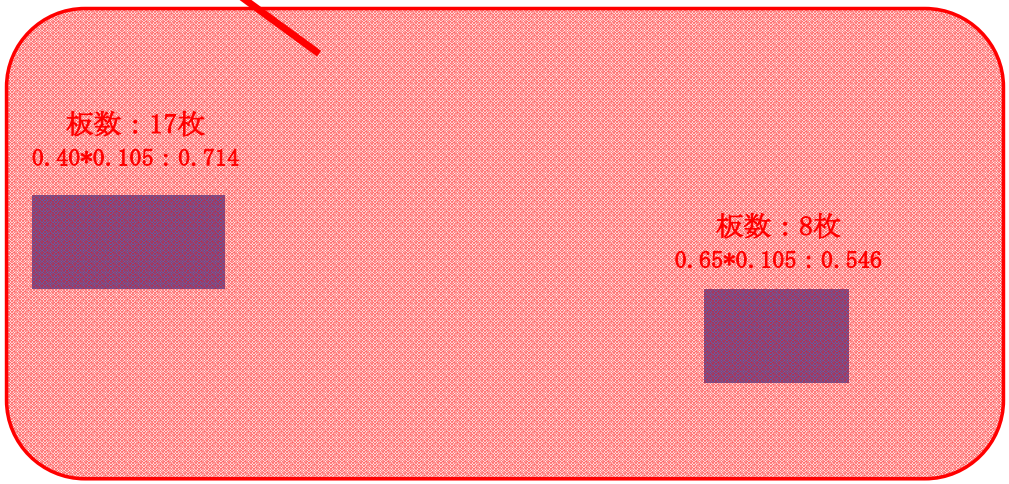
階段⑤



階段⑥



施工対象外
（赤枠内）



階段①
板数：27枚
0.60*0.105：1.701

階段②
板数：10枚
0.93*0.080：0.744

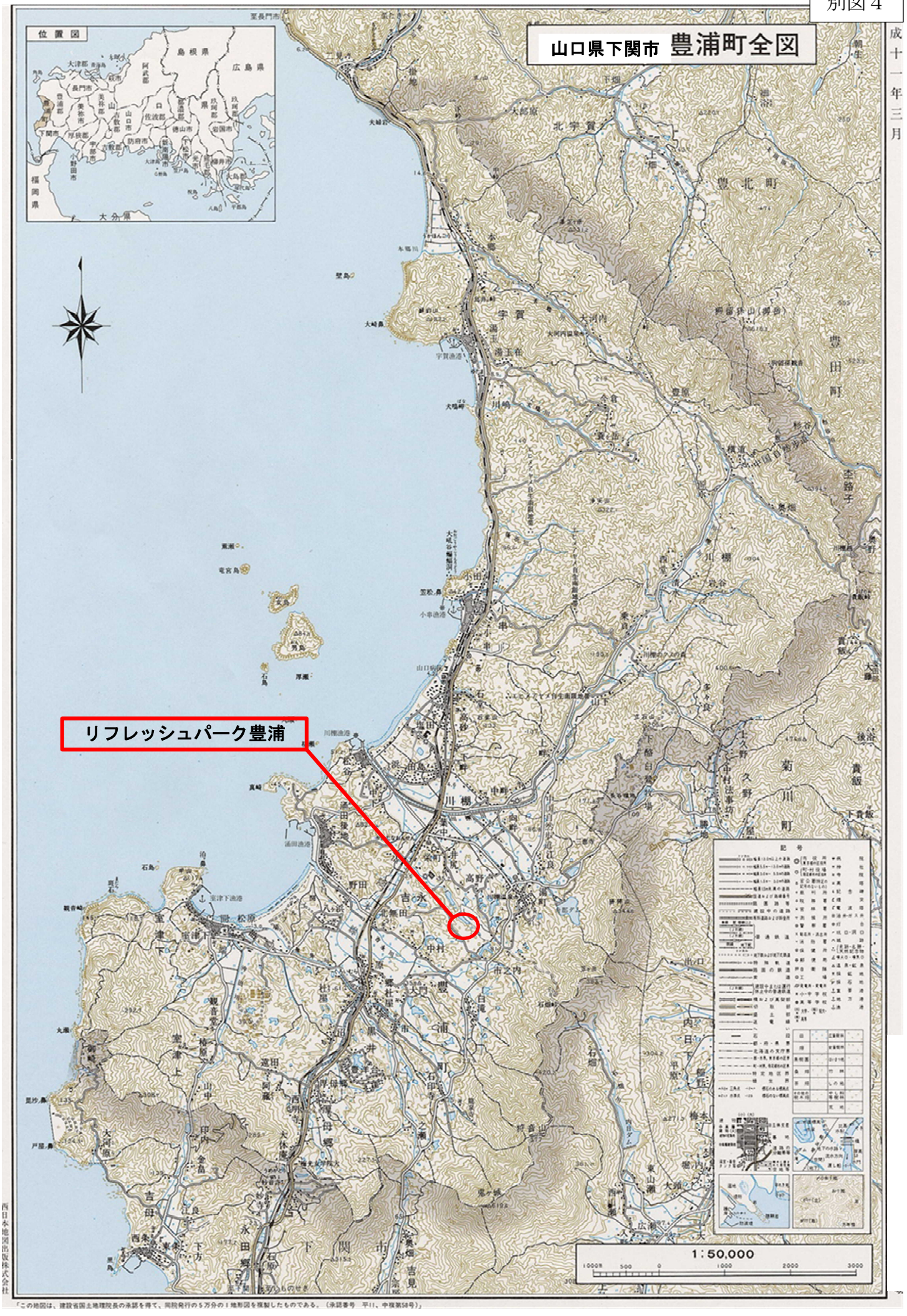
階段③
板数：10枚
0.93*0.080：0.744

階段④
板数：16枚
0.40*0.090：0.576

階段⑤
板数：25枚
0.40*0.090：0.900

階段⑥
板数：12枚
1.25*0.105：1.575

別図４


山口県下関市 豊浦町全図
位置図
リフレッシュパーク豊浦
1:50,000
「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の５万分の１地形図を複製したものである。（承認番号　平11、中複第58号）」
西日本地図出版株式会社

成十一年三月